

学生の皆さん、

研究費の不正使用について知っていますか？

研究費の不正使用とは、研究費を私的に流用・着服することだけではなく、実態と異なる謝金・給与・旅費を請求することや物品の架空請求にも該当します。研究費には様々な種類があり、特に公的研究費は国民からの貴重な税金でまかなわれています。公正性および透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用しなくてはなりません。

研究費の不正使用に、学生の皆さんが巻き込まれないよう、以下の行為は絶対にしないよう気を付けましょう。

研究費の不正使用とは？

●カラ謝金・カラ給与

実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求したり、勤務実態がないにもかかわらず出勤簿を作成して請求したりすることは不正使用に該当します。

●カラ出張、出張旅費の水増し請求

実態のない出張旅費を申請することは不正使用に該当します。また、実際に要した金額以上の旅費交通費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。

●預け金

架空発注により物品が納入されていないにも関わらず代金を支払い、それを業者に管理させる行為は不正使用に該当します。

実態のない勤務報告や出張報告、架空の業務への謝金支給は、絶対にしてはいけません。

不安を感じるようなことがあれば、以下の通報窓口にご相談ください。

◆ 公的研究費の不正使用等の疑いが生じた場合の通報窓口

[通報窓口] 教育研究支援課 (E-mail kshien@tsuda.ac.jp / TEL 042 (342) 7073)

[通報窓口【第三者機関】]

金子正志法律事務所 (TEL 03 (5298) 2878 / FAX 03 (5298) 2887)

渡辺 健太郎 弁護士 (E-mail k-watanabe@mkaneko-law.jp)

近藤 涼午 弁護士 (E-mail ryogo-kondo@mkaneko-law.jp)

教育研究支援課作成
2021年10月25日公開
2025年10月1日改定